

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月2日(木) 午前9時30分から午前12時07分

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さんおはようございます。只今より平成28年度第25回総会の審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は106号が1件、107号が5件となっています。</p> <p>議事録署名者は9番小川委員さん、10番堀委員さんお願いします。出席委員は全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは議案第106号農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願を受理したので、審議並びに意見を求める。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号で規定する、農地法施行規則第32条第1項第1号（農家が自らの耕作の事業のため、200㎡未満の農地を農業用施設として供する場合）に該当すると考えます。</p>
議長	<p>それでは坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは先月も出ていましたが、前は民家に近くでしたが、申請者の施設の近くに場所を変えて建築したいとの事でした。</p>
議長	<p>これ、始末書は出ているのですか？場所は舗装したりして農地ではないと思います。ハウスを建てたり周りにはコンクリートで固めたりして、農地という事は通らないので、始末書が必要だと思います。</p>
川崎委員	<p>今回は同意書が出ています。この同意書の出方についてはどうかと思ったりするけれど、出てる以上やむおえないのかなと思います。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします</p>
議長	<p>今、坂口委員のとおりです。現地を確認してきました。</p> <p>同意書は出た？と確認したところ全員から貰えましたと言われましたので良かったですねと言って帰ってきたところです。</p>
議長	<p>私たちは結論を出せないのですが、事務局から一言。</p>

事務局	<p>坂口委員さんからのご指摘で、事務局の言葉が足らず、会反省をするところです。</p>
坂口委員	<p>先ほど言ったこのままで通せではなく、今の現状が農地でなくなっており、ハウスはいいけれど、その他の部分で全部舗装してあるのはどうかと思う。これですんなり通すのはどうしたらよろしいか。</p>
議長	<p>事務局は受理するときに現場を見らと思うのですが、確認はしていますか。</p>
事務局	<p>現場は確認しております。現場はイチゴのハウスがあり、その横にどうしても搬入路としてコンクリートでしてあるが、その横に簡易的なビニールハウスがされてましたので、違反転用かと言われると搬入する為に道が必要と判断しています。また、ビニールハウスは簡単に撤去できるかと永久的な工作物ではないという事で認識しています。</p>
議長	<p>使い方の違いという事ではあるけれど、注意を促すと。これは今回のケースだけでなく、今後は神経を尖らせながら対応をお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにございますか。</p>
川崎委員	<p>土地改良区からですが、この土地は土地改良区の受益地で今年度まで受益地のお金を貰えるようになっているので、雑種地になるなら申請者には土地改良区で手続きをお願いしたいとお願いしてきました。</p>
議長	<p>ほかにございますか。</p>
議長	<p>それでは1番については原案通り決定します。</p> <p>議案107号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番2番、3番4番一緒に審議してよろしいでしょうか。(異議なし)事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番2番事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると</p>

	考えます。』
議長	小川委員調査報告をお願いします。
小川委員	先月上がっていた案件ですが、翌日に会いに行ったら期間借地で表作は水稻、裏作で玉ねぎという事で、話がついましたと言われまし板。
議長	前回取下げという事になりましたが、貸し手には借り手の方をきちんと契約すればという事でお話しさせて頂きました。
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 では3番4番の事務局説明をお願いします。
事務局	(3番4番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	小川委員調査報告をお願いします。
小川委員	貸し手の家は今男の働き手もおらず、借り手の方をお願いをされていて、今回再設定という形になっています。それで、今回3番と4番と合わせて1つの田んぼになっているという事で、名義は違いますが、よろしくお願ひしますとの事でした。
議長	辻委員調査報告をお願いします。
辻委員	小川委員の調査報告のとおりです。 現地を見てきましたが問題はありませんでした。
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 では5番事務局説明をお願いします。
事務局	(5番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	小川委員調査報告をお願いします。
小川委員	借手の父とお話をしてきました。あと3年延ばすとのことで、よろしく頼むと言われました。
議長	辻委員調査報告をお願いします。
辻委員	小川委員の方向のとおりです。
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 その他事項として事務局。
事務局	(形状変更①説明) 調査委員は川崎委員さんと鬼石委員さんになっています。
川崎委員	昨日現地を確認しました。道沿いで断面図を見ると土場の向こう側に水路があつて、道の方に合わせてナスを作りたいと言われてました。それでそれをすればいい農地になると思います。土砂の流出等も問題ないと思われま
議長	

鬼石委員	<p>私も現地を見てきましたが、上げると良い農地になりそうです。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員	<p>異議はないですが、土はどうするんですか。</p>
事務局	<p>残土で行うそうです。</p>
事務局	<p>つづきまして、太良町農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更に伴う意見書についてという事で、申請者が〇〇他4名という事で農振除外が4件と追加が1件という事で挙げております。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>1番坂口委員さん調査報告よろしく申し上げます。</p>
坂口委員	<p>話をしたところ、早くしてくれなければと言われたが、その所の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今27年度の農振除外の見直しをしており、それで時期がずれ込んで行っていたので、農業委員会が遅れたわけではありません。</p> <p>その点については、農政の手続きがまだ出来なかったという状況なのでご理解いただければと思います。</p> <p>農振の受け付けは年3回、前は2回だったのですが、今回は全体の見直しも行ったので時期がずれたという事になっています。</p>
議長	<p>それではこの件についてご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしという事なので次に進みたいと思います。</p>
事務局	<p>(2番事務局説明)</p> <p>中尾委員調査報告お願いします</p>
永石委員	<p>去年太陽光で売られたところの隣の土地です。もう年を取って農業</p>

	<p>が出来ないからよろしくお願ひしますという事でした。</p> <p>それでは何がお意見ありませんか。なければ次に進みます。</p> <p>(3番事務局説明)</p> <p>永石委員お願ひします。</p>
事務局	
永石委員	<p>日当たりも良く太陽光にはいいと思います。隣接も無いし迷惑も掛からないのでよろしくお願ひしますという事でした。</p>
議長	<p>それでは何か意見はありませんか。</p>
委員	<p>この方は新規就農給付金を貰っていませんか。</p>
事務局	<p>新規就農については何についてというビジョンがありますから、それを行うための土地は確保して、それ以外の部分については、うちは文句は言えない。ただ、その選定した場所が仕事をしにくいのか、どうなのかという事で判断されたのだと思います。</p> <p>確かに新規就農者で太陽光はいいのかという部分については疑問位感じないこともあるのですが、先ほど言ったこともそうですが、本人のビジョンなのかなと思います。</p>
議長	<p>何かご意見等ございますでしょうか・</p>
事務局	<p>(4番事務局説明)</p> <p>鬼石委員調査報告お願ひします。</p>
鬼石委員	<p>今の家はあるんですが、当初はリフォームも考えておられたみたいですが、新たに建てた方が良かったらうという事で、今回は行政書士が申請をだされていますが、息子の家を建てようという事になったそうです。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>何かご意見ありませんか。</p>

事務局	<p>(5番事務局説明(編入))</p> <p>これにつきましては、永石委員よろしく申し上げます</p>
永石委員	<p>場所は昭和59年から60年に開いている場所で山林のままになっているところでした。で、今回中山間に編入もしたいという事で、農振に入れないとそれも出来ないという事をお願いしたいという事でした。現在もみかんを作られています。</p>
議長	<p>これについてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは異議なしという事で決定したいと思います。</p>
事務局	<p>続いてその他の2番のあっせん事業についてという事で有限会社竜頭園製茶の撤退に伴う農地及び設備等についてという事で。資料を付けておりますので確認をお願いしたいと思います。</p> <p>竜頭園の社長が農業委員会に來られて、どうしても太良町の方で作っているお茶を続けることが出来ないという事で、どなたかおられたらという事で、場所が2カ所で風配と広江で12町近くあります。</p> <p>そこでご希望としては売りたいと。それでもし農業委員の中で何か情報をお持ちの方がおられたらと思います。</p> <p>広江は4Haくらい、風配は8Haくらいあるのでどなたかお茶の拡大をしたいと思われている方に、工場や機械もあるのでどうでしょうかという事です。</p>
委員	<p>後継者はいないのですか。</p>
事務局	<p>八女から來られているので。</p>
委員	<p>お茶でなくてもいいのですか。</p>
事務局	<p>お茶でなくてもいいですが、お茶がまだあるので、それを利用すれば最高かなと思います。</p>
事務局	<p>それでは、今回の土地が広江と風配なので、あっせん委員を広江担当の川崎委員さんと風配担当の永石委員にお願いしてよろしいでし</p>



事務局	<p>ようか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>宜しく申し上げます。</p> <p>次は「農業委員会の適正な事務について」という事で。ご報告とご了承を頂ければと思います。平成27年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということでつけております。</p> <p>これは毎年報告があつてるとは思いますが、これで国に報告したいと考えております。</p> <p>これで国が了承したらホームページにアップしたいと思えます。</p> <p>もしこれで不足しているとか訂正の部分があれば後で事務局に報告頂けたらと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>次に新規就農者の把握という事で、平成27年度以降で年間150日以上の方がおられたら農業委員会事務局まで電話でも結構ですのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第25回総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年 6月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 小 川 龍 也

議事録署名者 堀 勝 郎